

議題 1 大島町地域公共交通活性化協議会補正予算について

令和 7 年 3 月 28 日に開催された第 8 回大島町地域公共交通活性化協議会内で決議された令和 7 年度予算について、下記の理由により補正の必要が生じたので、大島町地域公共交通活性化協議会財務規定第 3 条第 1 項の定めにより協議会に諮る。

(補正理由)

令和 7 年 3 月 28 日に開催した第 8 回大島町地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」）において承認を受けた令和 7 年度予算では、別紙資料 1 - 2 のとおり町から活性化協議会へ負担金を支出し、そのうちの 7 千万円については、大島旅客自動車株式会社（以下「大島バス」）に対する経営安定化補助金（以下「安定化補助金」）として充てている。

活性化協議会での予算化の目的としては、活性化協議会として申請している「地域公共交通確保維持改善事業（以下「フィーダー補助」）」の大島バスへの交付と併せて協議することで、補助金の交付に対する透明性を確保することであったが、一方で、活性化協議会での協議を前提とした場合、補助金の交付決定までに時間がかかり交付が遅れることにより、本補助金の性質上、事業者の経営に支障をきたす恐れがある。

上記の課題を踏まえ、補助金の交付主体を活性化協議会から町に戻すこととする。

今後は、町が引き続き交付主体として補助金を運用する一方、活性化協議会にはフィーダー補助に関する協議の中で、事業計画や運行見直しに対する意見や助言をいただき、制度運用の適正化と地域公共交通の持続的な確保を両立させることを目指したい。